

資本関係等のある複数の者の 同一入札への参加制限について

○ 参加制限の内容

- ・ 資本関係又は人的関係のある複数の者の
同一入札への参加を制限
- ・ 複数の法人又は個人により構成される組合等や
その組合を構成する法人又は個人の
同一入札への参加を制限

(詳細は別添参考資料を参照)

○ 参加制限の対象

建設工事及び建設工事にかかる委託業務

○ 参加制限の方法

入札公告で入札参加条件に明記

○ 同一入札への応札があった場合の措置

いずれの者も失格

○ 実施時期

平成28年6月の入札公告分から適用

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができない。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができない。

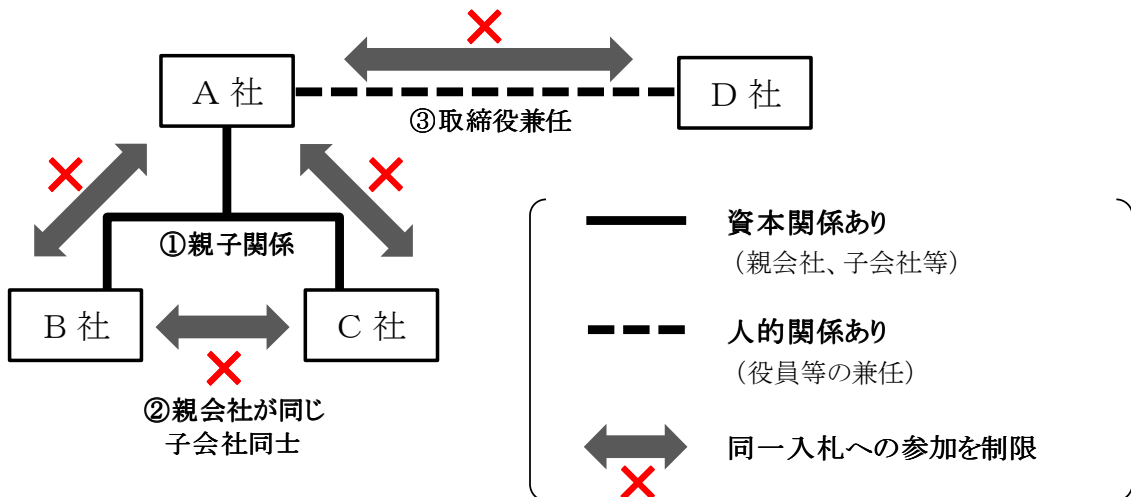
- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

※ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(3) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ①複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人
- ②その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

< イメージ図 >



○親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社、子会社。

会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）（抄）

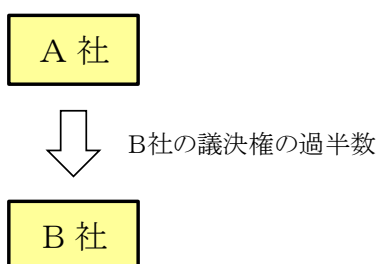
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

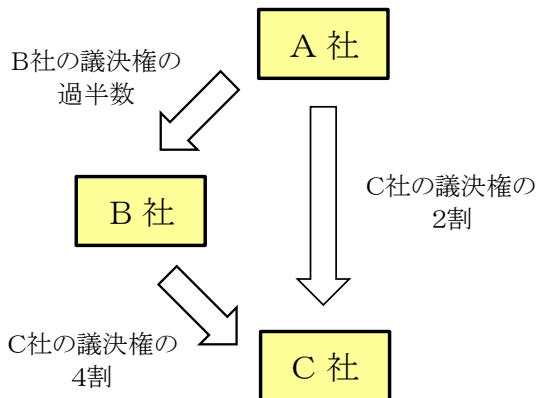
< ケース 1 >



A社はB社の「親会社」
B社はA社の「子会社」

	親会社	子会社
A社	—	B社
B社	A社	—

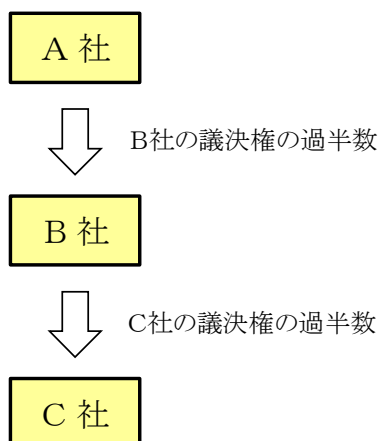
< ケース 2 >



B社はA社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数（2割＋4割）を有することから、会社法第2条の規定により、A社はC社の「親会社」と見なされ、C社はA社の「子会社」と見なされる。

	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

< ケース 3 >



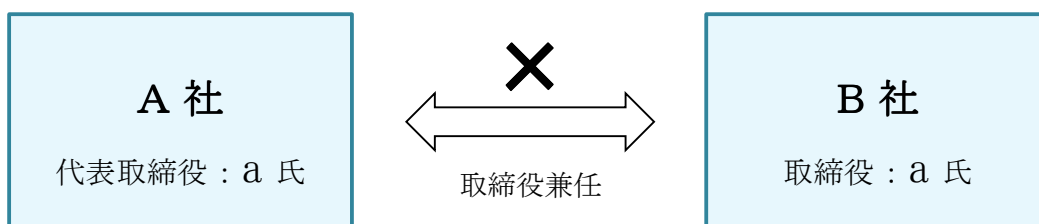
B社はA社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社はC社の「親会社」と見なされ、C社はA社の「子会社」と見なされる。

	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

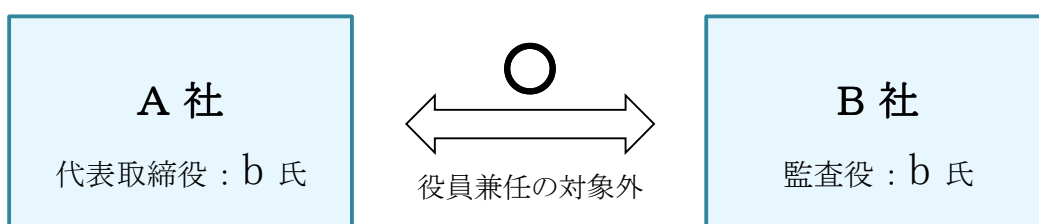
○役員の定義

- 1 代表取締役
 - 2 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役は除く。）
 - 3 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - 4 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
- ※ 監査役及び執行役員は「役員」の対象外。

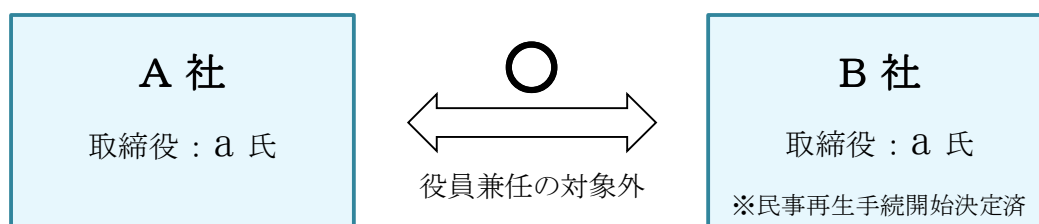
< ケース 1 >



< ケース 2 >



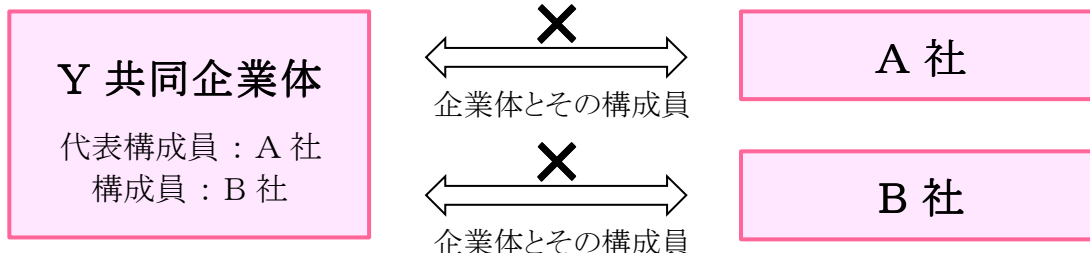
< ケース 3 >



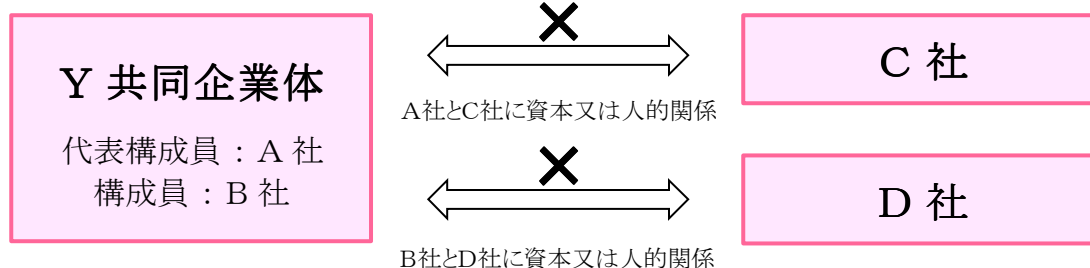
○共同企業体の取り扱い

企業体の代表構成員は、その企業体の実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表構成員である場合や、一方がある企業体の代表構成員で、他方が別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合は、どちらかの共同企業体は、同一入札に参加できない。ただし、一方がある企業体の代表構成員以外の構成員で、他方も別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合は、この制限の対象外。

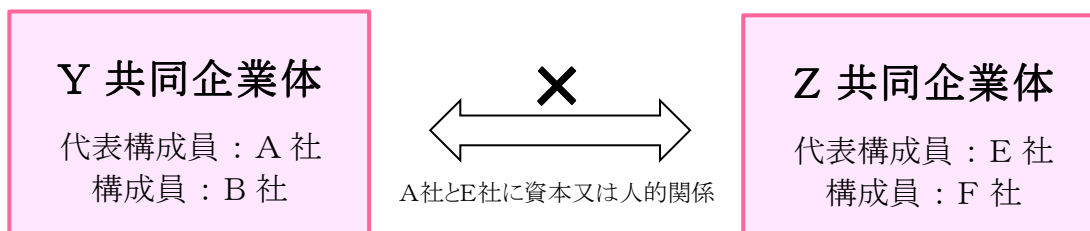
< ケース 1 >



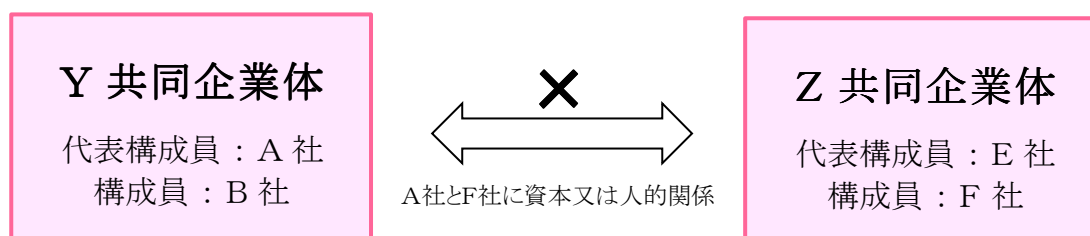
< ケース 2 >



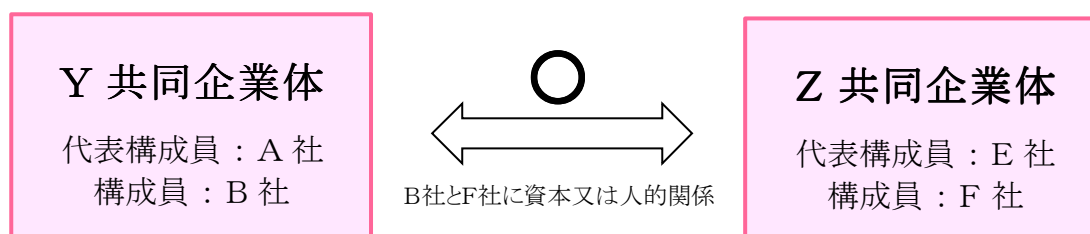
< ケース 3 >



< ケース 4 >



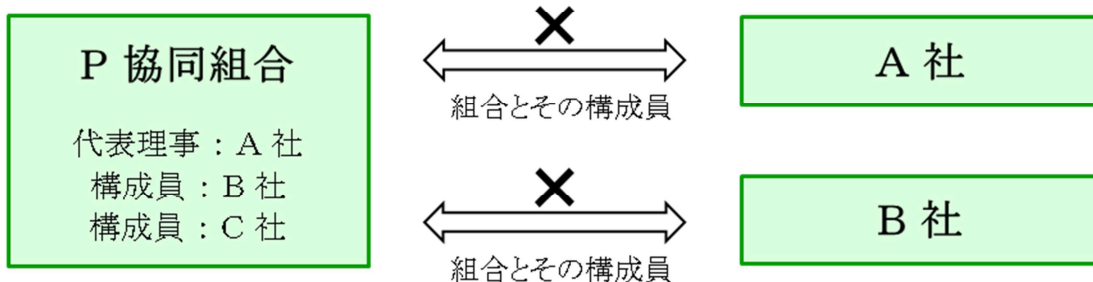
< ケース 5 >



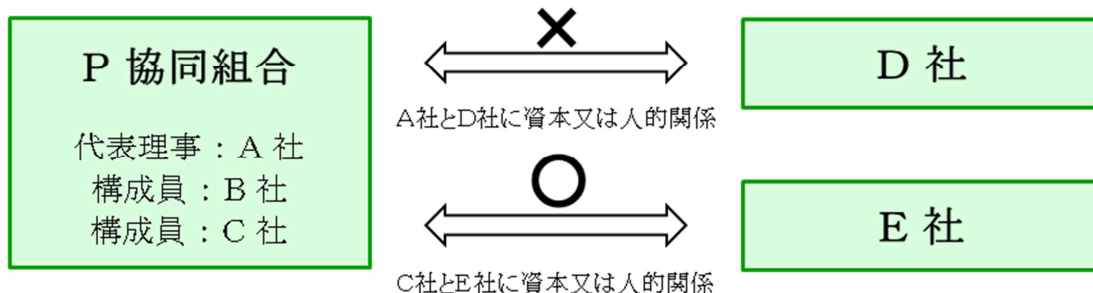
○組合等の取り扱い

組合等の代表者（会長や理事長、代表理事等）は、その組合における実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の組合等の代表者である場合は、どちらかの組合等は、同一入札に参加できない。ただし、組合等の代表者以外の構成員である場合は、この制限の対象外。

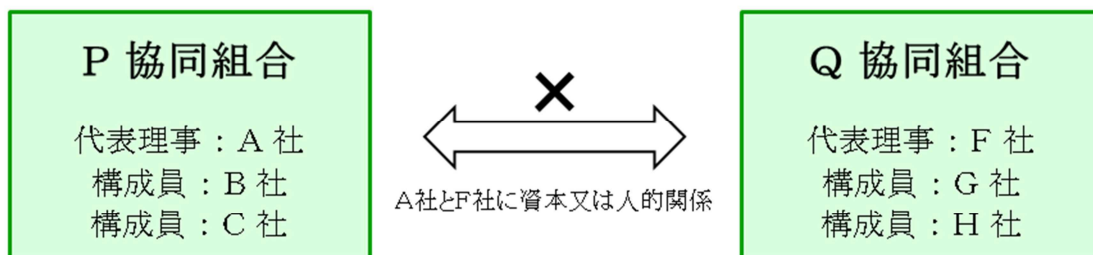
< ケース 1 >



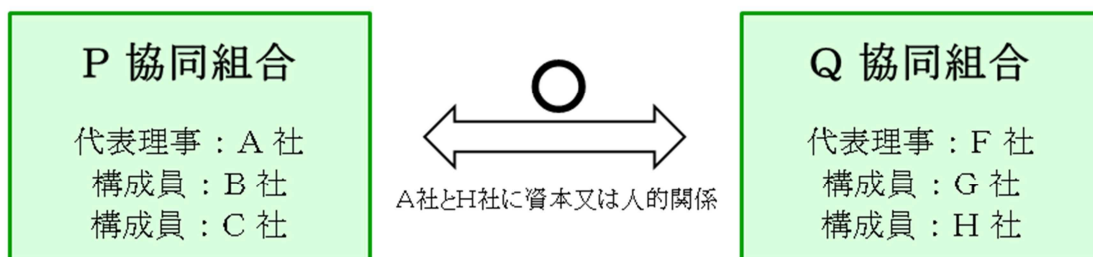
< ケース 2 >



< ケース 3 >

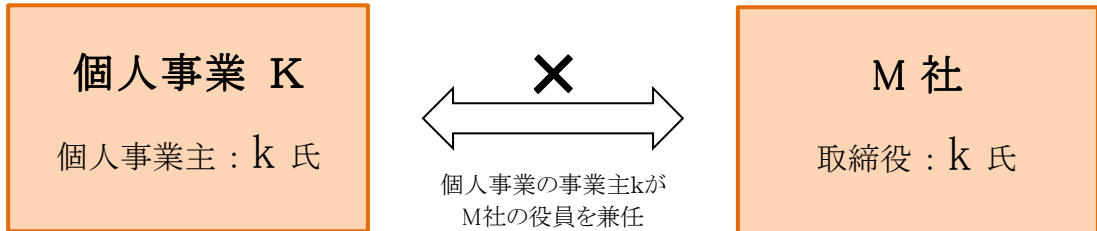


< ケース 4 >



○その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合の例

< ケース 1 >



< ケース 2 >

